

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

福山市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

### （特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定めて、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知す

ることとする。

2 設置に係る費用については、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を甲が負担し、屋外配線・屋内配線は乙の負担とする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

2014年(平成26年)2月7日

甲 広島県福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 羽田 皓 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号  
西日本電信電話株式会社  
広島支店長 黒田 吉広 印

福山市 屋内避難施設 1 2 4施設 1 4 3回線

No	地域	名称	市町村名町丁目名 ・番(番地)・号	設置場所	設置台数
1	中部	東小学校	福山市東町3-7-49	体育館	1
2	中部	西小学校	福山市西町1-14-17	体育館	1
3	中部	南小学校	福山市明治町4-1	体育館	1
4	中部	霞小学校	福山市霞町3-8-1	体育館	1
5	中部	川口小学校	福山市川口町2-2-1	体育館	1
6	中部	多治米小学校	福山市多治米町5-15-15	体育館	1
7	中部	手城小学校	福山市南手城町4-5-10	体育館	1
8	中部	深津小学校	福山市東深津町2-5-1	体育館	1
9	中部	樹徳小学校	福山市木之庄町1-1-63	体育館	1
10	中部	旭小学校	福山市入船町1-2-1	体育館	1
11	中部	光小学校	福山市草戸町4-14-1	体育館	1
12	中部	箕島小学校	福山市箕島町325	体育館	1
13	中部	曙小学校	福山市曙町5-16-3	体育館	1
14	中部	桜丘小学校	福山市北吉津町5-6-15	体育館	1
15	中部	西深津小学校	福山市西深津町5-1-1	体育館	1
16	中部	久松台小学校	福山市久松台1-9-1	体育館	1
17	中部	新涯小学校	福山市新涯町3-18-1	体育館	1
18	中部	川口東小学校	福山市東川口町5-13-46	体育館	1
19	中部	東中学校	福山市三吉町南2-10-2	体育館	1
20	中部	城北中学校	福山市木之庄町4-1-1	体育館	1
21	中部	城南中学校	福山市光南町3-4-1	体育館	1
22	中部	鷹取中学校	福山市草戸町4-4-1	体育館	1
23	中部	城東中学校	福山市東深津町3-17-33	体育館	1
24	中部	中央中学校	福山市西深津町5-22-1	体育館	1
25	中部	誠之中学校	福山市新涯町6-14-1	体育館	1
26	中部	ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ	福山市松浜町2-1-10	文化ホール	1
27	中部	福山市体育館	福山市草戸町5-12-4	体育館	3
28	中部	市民参画センター	福山市本町1-35	その他	2
29	東部	一ツ橋中学校	福山市東手城町1-4-1	体育館	1
30	東部	引野小学校	福山市引野町4032	体育館	1
31	東部	蔵王小学校	福山市蔵王町4-16-1	体育館	1
32	東部	千田小学校	福山市千田町3-16-26	体育館	1
33	東部	御幸小学校	福山市御幸町森脇140	体育館	1
34	東部	大津野小学校	福山市大門町日之出丘3043	体育館	1
35	東部	坪生小学校	福山市坪生町1-42-1	体育館	1
36	東部	春日小学校	福山市春日町浦上2002	体育館	1
37	東部	伊勢丘小学校	福山市伊勢丘5-7-1	体育館	1
38	東部	旭丘小学校	福山市引野町南2-17-1	体育館	1
39	東部	緑丘小学校	福山市春日町5-15-1	体育館	1
40	東部	長浜小学校	福山市引野町5401	体育館	1
41	東部	野々浜小学校	福山市大門町7-13-1	体育館	1

42	東部	幕山小学校	福山市幕山台2-17-1	体育館	1
43	東部	日吉台小学校	福山市日吉台1-15-1	体育館	1
44	東部	大谷台小学校	福山市大門町大門7580	体育館	1
45	東部	幸千中学校	福山市御幸町中津原1270	体育館	1
46	東部	鳳中学校	福山市伊勢丘6-5-1	体育館	1
47	東部	培遠中学校	福山市春日町3-15-18	体育館	1
48	東部	大門中学校	福山市城興ヶ丘8-1	体育館	1
49	東部	東朋中学校	福山市幕山台7-24-1	体育館	1
50	西部	神村小学校	福山市神村町3369	体育館	1
51	西部	本郷小学校	福山市本郷町1040-1	体育館	1
52	西部	東村旧学校施設	福山市東村町2543	体育館	1
53	西部	遺芳丘小学校	福山市今津町1561	体育館	1
54	西部	松永小学校	福山市松永町6-7-11-8	体育館	1
55	西部	柳津小学校	福山市柳津町5-2-25	体育館	1
56	西部	金江小学校	福山市金江町金見3552-1	体育館	1
57	西部	藤江小学校	福山市藤江町2894	体育館	1
58	西部	大成館中学校	福山市神村町10004	体育館	1
59	西部	松永中学校	福山市松永町2-24-16	体育館	1
60	西部	精華中学校	福山市金江町金見1921	体育館	1
61	南部	泉小学校	福山市山手町7-13-63	体育館	1
62	南部	津之郷小学校	福山市津之郷町津之郷1322	体育館	1
63	南部	赤坂小学校	福山市赤坂町赤坂7267-2	体育館	1
64	南部	瀬戸小学校	福山市瀬戸町地頭分1377	体育館	1
65	南部	熊野小学校	福山市熊野町乙1132	体育館	1
66	南部	水呑小学校	福山市水呑町1919	体育館	1
67	南部	高島小学校	福山市田尻町2248	体育館	1
68	南部	鞆小学校	福山市鞆町後地1240-1	体育館	1
69	南部	走島旧学校施設	福山市走島町49	体育館	1
70	南部	山手小学校	福山市山手町1-5-1	体育館	1
71	南部	明王台小学校	福山市明王台1-2-16	体育館	1
72	南部	済美中学校	福山市赤坂町赤坂267-2	体育館	1
73	南部	向丘中学校	福山市水呑向丘107	体育館	1
74	南部	鞆中学校	福山市鞆町後地371-1	体育館	1
75	南部	走島交流館	福山市走島町58	体育館	1
76	南部	城西中学校	福山市山手町3000	体育館	2
77	南部	福山市立福山中・高等学校	福山市赤坂町赤坂910	体育館	2
78	南部	郷分幼稚園	福山市郷分町1434	体育館	1
79	南部	内浦旧学校施設	福山市内海町イ1973	体育館	1
80	南部	内海旧学校施設	福山市内海町口933	体育館	1
81	南部	山南小学校	福山市沼隈町中山南甲1254	体育館	1
82	南部	至誠中学校	福山市沼隈町上山南7484-2	体育館	2
83	南部	想青学園	福山市沼隈町草深2058-2	体育館	1
84	南部	常石ともに学園	福山市沼隈町常石984-1	体育館	1
85	南部	沼隈体育館	福山市沼隈町下山南1235	体育館	2
86	南部	福山市人権交流センター	福山市佐波町262-3	コミュニティセンター	3
87	南部	沼隈サンパル	福山市沼隈町草深1890-4	文化ホール	2

88	北部	有磨小学校	福山市芦田町上有地388-1	体育館	1
89	北部	福相小学校	福山市芦田町福田1030	体育館	1
90	北部	広瀬学園小学校	福山市加茂町北山714-2	体育館	1
91	北部	加茂小学校	福山市加茂町中野848	体育館	1
92	北部	宜山小学校	福山市駅家町今岡424	体育館	1
93	北部	駅家小学校	福山市駅家町倉光100	体育館	1
94	北部	駅家西小学校	福山市駅家町近田205-1	体育館	1
95	北部	服部旧学校施設	福山市駅家町助元70	体育館	1
96	北部	駅家北小学校	福山市駅家町法成寺67	体育館	1
97	北部	芦田中学校	福山市芦田町下有地928	体育館	1
98	北部	山野旧学校施設	福山市山野町山野3776	体育館	1
99	北部	広瀬学園中学校	福山市加茂町北山1064-1	体育館	1
100	北部	加茂中学校	福山市加茂町下加茂1190	体育館	1
101	北部	駅家中学校	福山市駅家町法成寺250	体育館	2
102	北部	駅家南中学校	福山市駅家町江良247	体育館	2
103	北部	戸手小学校	福山市新市町戸手1244	体育館	1
104	北部	新市小学校	福山市新市町新市852	体育館	2
105	北部	綱引小学校	福山市新市町宮内1240	体育館	1
106	北部	常金丸小学校	福山市新市町金丸684	体育館	1
107	北部	新市中央中学校	福山市新市町新市1305	体育館	1
108	北部	新市スポーツセンター	福山市新市町新市816-3	スポーツセンター	2
109	神辺	神辺小学校	福山市神辺町川南2912-11	体育館	2
110	神辺	神辺西中学校	福山市神辺町川北1401-1	体育館	2
111	神辺	御野小学校	福山市神辺町下御領28	体育館	1
112	神辺	竹尋小学校	福山市神辺町下竹田85-1	体育館	1
113	神辺	神辺東中学校	福山市神辺町下竹田959-1	体育館	2
114	神辺	湯田小学校	福山市神辺町川北1113-1	体育館	2
115	神辺	神辺中学校	福山市神辺町湯野1313	体育館	2
116	神辺	中条小学校	神辺町東中条2304-1	体育館	1
117	神辺	旧中条小学校三谷分校	福山市神辺町三谷632-1	体育館	1
118	神辺	道上小学校	福山市神辺町道上1923-1	体育館	1